

新潟市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和7年 3月 28日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 11 号

新潟市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する
規則

新潟市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年新潟市規則第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新潟市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第2条中「第35条第3項」を「第30条第3項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改める。

第3条第1項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「認定の申請をした者は」を「認定の申請をした者が」に改め、同条第2項を削る。

第4条第1項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同条第2項を削る。

第5条中「第37条」を「第32条」に、「向上のため」を「一層の向上のため」に改める。

第6条中「第38条」を「第33条」に改める。

第7条第1項中「第39条」を「第34条」に、「第36条第1項」を「第31条第1

項」に改め、同条第2項を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「第11条」を「第13条」に、「第1条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条第2項中「第3条」を「第5条」に改める。

第10条の見出し中「届出等において」を削り、同条中「第12条第4項（省令第14条第1項において準用する場合を含む。）」を「第3条第3項」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 法第30条第1項（第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認定を受けた認定通知書の写し
- (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第54条第1項（第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認定を受けた認定通知書の写し
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し
- (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第7条（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認定を受けた認定通知書の写し
- (5) 品確法第6条の2第3項に規定する確認書の写し

第10条に次の1項を加える。

- 2 省令第20条第3項の規定により市長が不要と認める図書は、次の各号のいずれかに掲げる書面を添付した場合にあっては、建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容を明示した各種計算書とする。

(1) 前項第1号又は第2号に規定する認定通知書の写し

(2) 次のいずれかに該当する機関が、申請等に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合における、当該基準に適合することを証する書類

ア 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

イ 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

本則に次の1条を加える。

(判定を行うことが比較的容易な特定建築行為と同等の建築行為)

第11条 次の各号のいずれかに該当する建築行為は、省令第2条第1項で定める特定建築行為と同等の建築行為とし、その認定通知書の写しを提出することにより、法第11条第1項ただし書及び法第12条第2項ただし書に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を不要とする。

(1) 法第30条第1項(第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により認定を受けた住宅の新築

(2) 都市低炭素化促進法第54条第1項(第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により認定を受けた住宅の新築

別記様式第1号中「印」を削り、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第3項」を「第30条第3項」に改める。

別記様式第2号中「新潟市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「新潟市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に、「第3条第1項」を「第3条」に改める。

別記様式第3号を次のように改める

別記様式第3号 削除

別記様式第4号中「印」を削り、「新潟市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「新潟市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に、「第4条第1項」を「第4条」に改める。

別記様式第5号を次のように改める

別記様式第5号 削除

別記様式第7号中「印」を削り、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第38条」を「第33条」に改める。

別記様式第8号中「印」を削り、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第39条」を「第34条」に、「第35条第4項」を「第30条第4項」に改める。

別記様式第9号及び別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第9号及び別記様式第10号 削除

別記様式第11号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「第11条」を「第13条」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第3条」を「第5条」に、「別記様式第一」を「様式第一」に改める。

別記様式第12号中「印」及び「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「第3条」を「第5条」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。